

ねんきんNEWS

改正省令による裁定請求における生年月日を証する書類の省略について

令和2年12月28日付で公布・施行された国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第211号）により、確定給付企業年金の裁定請求における生年月日を証する書類について、地方公共団体情報システム機構からの情報（住基情報照会）により確認できた場合に限り本人からの提出を省略することが可能となります。（規約変更等が必要）

システム対応について

基幹システムと住基情報照会システムの両方を導入している基金様については、既に標準機能として年金裁定予告者・該当者一覧並びに一時金該当者一覧で抽出された者について画面で選択することにより仮照会が出来る仕組みとなっています。

このため本改正に伴う**住基情報照会システムの変更は現時点では予定しておりません。**

ただし、一時金該当者のうち、中途脱退者（年金待期者でない者）の場合は、継続性なし（＝10円）で仮照会データ作成されるのでご注意ください。

上記仕組み以外の仮照会を行う場合は、カスタマイズ対応となります。

ご希望の場合は、担当 SE にご連絡ください。

【仮照会時の継続性について】

住基情報照会では、その後引続き定期的に本照会を行う場合に限り仮照会を継続性あり（＝0円）で照会することが認められており、それ以外の場合の仮照会は継続性なし（＝10円）で照会しなければなりません。仮照会の後に定期的に本照会を行わない、または不確定な状況で仮照会を継続性ありで行った場合は、基金様と連合会で締結している**住基情報提供契約の違反に抵触する**可能性があり当社で責任を負いかねる事柄となりますのでご注意ください。

